

財関第642号
平成19年5月18日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸 恭

イランからの武器の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

イランの核問題に関し、本年3月24日に採択された国連安全保障理事会決議第1747号において、イランからの武器及び関連物資の輸入禁止措置を実施することが決定され、本日(5月18日)、「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者の資産凍結及びイランからの武器の輸入の禁止等の措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、イランからの武器及び関連物資の輸入禁止措置を実施するための輸入公表の一部を改正する告示が本日付で告示され、5月19日から実施される予定である。

イランに対する輸入禁止措置については、国連安全保障理事会決議第1737号(平成18年12月23日)に基づき、本年2月17日から核及びミサイル関連品目の輸入が禁止されており、当該措置に伴う税関の対応については、「イランに対する輸入禁止措置に伴う税関の対応について」(平成19年2月16日財関第178号。以下「実施通達」という。)により通知したところである。

今般の新たな輸入禁止措置の実施に伴い、税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別添)をも踏まえ、引き続き実施通達に基づき、これら輸入禁止措置の実行の確保に努められたい。

【別添】

経済産業省

平成19・05・16貿局第5号

平成19年5月18日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

イランに係る輸入禁止の追加措置について

上記の件について、国連安保理決議第1747号に基づき別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

経済産業省告示第四百十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第四百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年五月十九日から施行する。

平成十九年五月十八日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 山本 有二

一の表の第六のイロの項を次のように改める。

イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）七に掲げる貨物（六ふ、つ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）、三の項（二）九に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物
-----	--	--	---